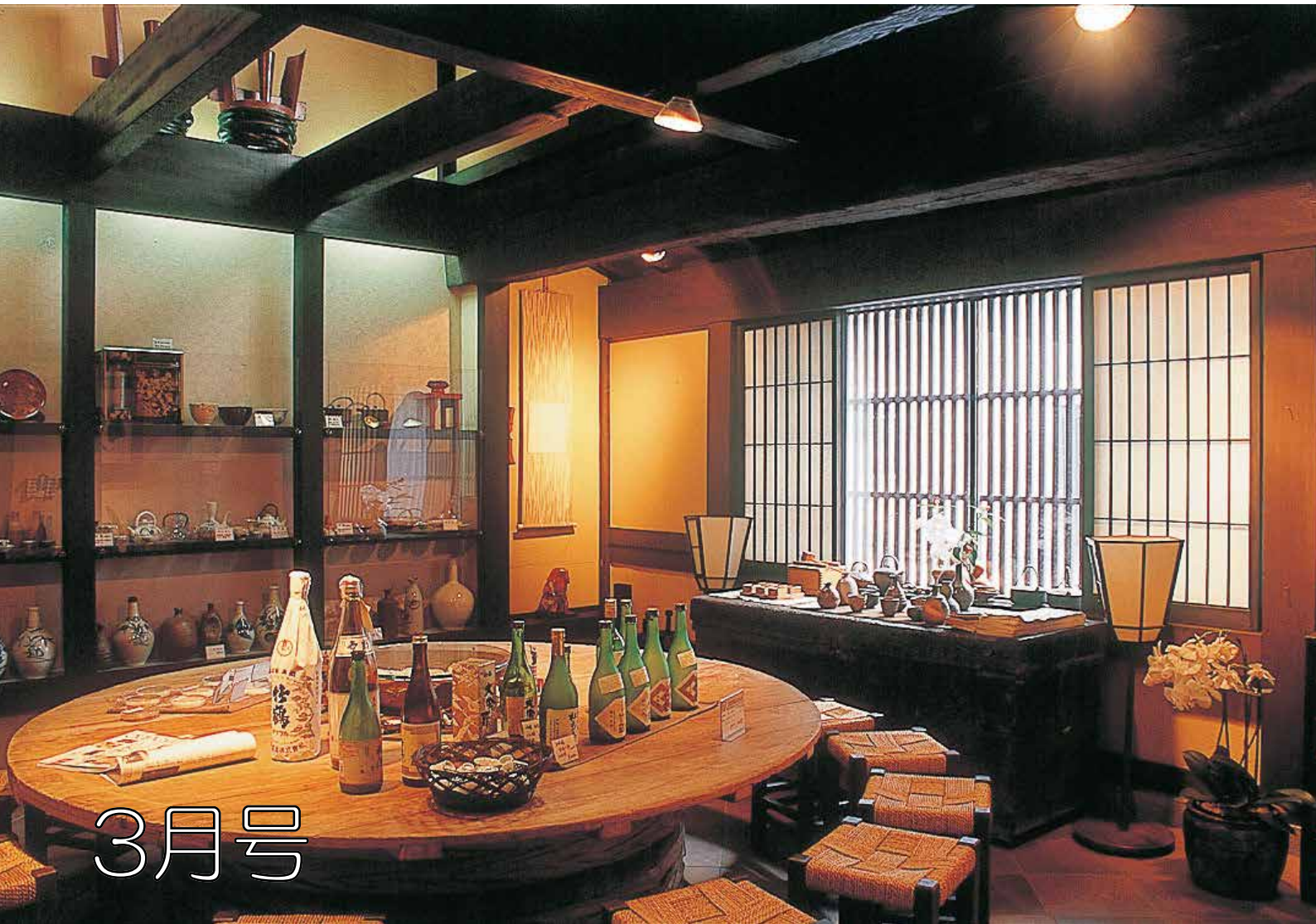




宅建ひろしま

Takken Hiroshima



3月号

小笹屋・酒の資料館……古くから酒造りを営み、「小笹屋」の屋号で知られる竹鶴酒造は、ニッカウヰスキーの創業者で、「日本のウヰスキーの父」と呼ばれる竹鶴政孝の生家でもあります。竹鶴政孝のウヰスキーにかけた情熱と人生は、NHK連続テレビ小説「マッサン」のモデルにもなりました。（写真提供：広島県、広島県観光ナビより引用）

CONTENTS 3月号 Vol.2

- | | | | |
|----|--|-----|-----------------------|
| P1 | ・ 令和3年度宅地建物取引士法定講習会のご案内 | P5 | ・ 宅地・建物取引の判例から |
| P2 | ・ 免許センターだより | P7 | ・ 支部行事だより |
| P3 | ・ 令和2年度不動産コンサルティング試験結果概要 | P8 | ・ 不動産広告Q&A |
| | ・ 土砂災害防止法の基礎調査結果の公表について | P10 | ・ 広島宅建(株)スマイミーからのお知らせ |
| | ・ 水害ハザードマップを活用した水害リスクの説明について | P13 | ・ 会員の動き |
| P4 | ・ 行政手続きにおける押印原則の見直しに係る宅地建物取引業法等の一部改正について | | |
| | ・ 旧住宅金融公庫支援賃貸住宅の賃貸借契約に係る制限事項について | | |
| | ・ グリーン住宅ポイント制度の内容について | | |
| | ・ マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進について | | |

(公社) 広島県宅建協会からのお知らせ

令和3年度宅地建物取引士法定講習会のご案内

下記のとおり法定講習会を開催します。法定講習会は宅地建物取引士証有効期限の6ヶ月前から受講ができます。講習会対象者には「受講申込のご案内」を送付しております。尚、法定講習の実施団体として、他団体も実施していますので、受講を申し込まれる際は必ず、広島県宅建協会を確認して間違いのないようお申込ください。なお、当協会の受講メリットとして、講習会の受講日に宅地建物取引士証を交付する(即日交付)があります。※本年度、福山会場は、福山商工会議所にて行われます。

	講習日	受付期間	講習会場
第1回	3. 5.14 (金)	3. 4. 5 (月) ~ 4. 9 (金)	広島県不動産会館 (広島会場)
第2回	3. 5.28 (金)	3. 4.12 (月) ~ 4.16 (金)	〃
第3回	3. 6.11 (金)	3. 4.19 (月) ~ 4.23 (金)	福山商工会議所 (福山会場)
第4回	3. 6.25 (金)	3. 5.17 (月) ~ 5.21 (金)	広島県不動産会館 (広島会場)
第5回	3. 7. 2 (金)	3. 5.31 (月) ~ 6. 4 (金)	〃
第6回	3. 8.27 (金)	3. 7. 5 (月) ~ 7. 9 (金)	〃
第7回	3. 9.10 (金)	3. 7.12 (月) ~ 7.16 (金)	〃
第8回	3. 9.24 (金)	3. 8.30 (月) ~ 9. 3 (金)	〃
第9回	3.10.21 (木)	3. 9.27 (月) ~10. 1 (金)	福山商工会議所 (福山会場)
第10回	3.11. 5 (金)	3.10. 4 (月) ~10. 8 (金)	広島県不動産会館 (広島会場)
第11回	3.11.26 (金)	3.10.25 (月) ~10.29 (金)	〃
第12回	3.12. 3 (金)	3.11. 8 (月) ~11.12 (金)	〃
第13回	3.12.17 (金)	3.11.15 (月) ~11.19 (金)	〃
第14回	4. 1.14 (金)	3.12. 6 (月) ~12.10 (金)	〃
第15回	4. 2. 4 (金)	3.12.20 (月) ~12.24 (金)	〃
第16回	4. 2.24 (木)	4. 1.17 (月) ~ 1.21 (金)	福山商工会議所 (福山会場)
第17回	4. 3.11 (金)	4. 1.24 (月) ~ 1.28 (金)	広島県不動産会館 (広島会場)
第18回	4. 3.18 (金)	4. 2.14 (月) ~ 2.18 (金)	〃

【講習会申込に必要なもの】

- ①交付申請書
- ②交付手数料 (現金) /4,500円
(おつりの出ないように)
- ③受講料 (現金) /12,000円
(おつりの出ないように)
- ④カラー写真/3枚 (縦 3cm×横 2.4cm)

お問い合わせ先

(公社) 広島県宅地建物取引業協会 TEL : 082-243-0011

免許センターだより

(公社)広島県宅地建物取引業協会 本部 免許センターでは、西部建設事務所(本所)管轄分の、宅建協会会員の下記書類(宅建業者の書類)を事前審査の上、代行して県へ提出しております。(協会会員の書類を提出する司法書士、行政書士の方も利用できます。)

代行

1. 広島県知事免許の免許更新申請
2. // 変更届及び免許証書換え交付申請
3. // 免許証再交付申請

また、新規免許申請、免許換え申請、大臣免許申請及び変更届等の書き方や事前チェックなど免許に関する相談を受けておりますので、ご利用ください。

受付時間

月曜日～金曜日 9:10～12:00 13:00～16:00

ご来訪の場合は、電話にて「予約」をお取りください。

(他の会員の方と時間が重ならないように調整をしております。)

15時以降は西部建設事務所に行くために、不在のことがありますので必ず予約をしてください。

受付場所

(公社)広島県宅地建物取引業協会 免許センター (広島県不動産会館4階)

〒730-0046 広島市中区昭和町11-5 TEL (082) 243-0011

免許センター来訪時の注意

- ①広島県知事免許の宅建業免許申請手数料は、免許申請書の書類審査後に現金(33,000円)をお支払いください。(広島県証紙は廃止済)
- ②宅建業者名簿登載事項変更届には、手数料はかかりません。
- ③広島県知事免許の業者には、免許更新期間に所属支部より巡回指導員が、事務所へお伺いします。代表者(政令使用人を含む)及び専任の宅地建物取引士に面談させていただきますので、ご協力をお願いします。その後、支部にて免許要件調査書(封筒)を受け取り免許申請時に提出してください。(東・中・西支部の業者は免許申請の来訪時にこちらで用意します。)

業者票及び報酬額表

事務所に掲げる業者票は、最新の内容になっていますか? また、報酬額表は、令和元年10月1日改訂の消費税10%のものになっていますか? 免許申請や事務所変更届の提出時には写真を添付します。今一度、確認をお願いします。

令和2年度 不動産コンサルティング試験結果概要

昨年11月8日（日）に実施した令和2年度「不動産コンサルティング技能試験」の合格者が、令和3年1月8日に（公財）不動産流通推進センターより発表されましたのでお知らせいたします。

	広島県	全国
受験者数	13名	1,223名
合格者数	3名	529名
合格率	23.1%	43.3%

- 合否判定基準：択一式試験と記述式試験の合計 200点満点中、125点以上の得点の方を合格者とする。
- 登録：合格者は、令和3年1月8日（金）以降、随時登録を申請することができる。登録要件を充足して当センターに登録された方は、「公認 不動産コンサルティングマスター」として認定され、「公認 不動産コンサルティングマスター認定証書」及び「同・認定証」が交付される。

【問い合わせ先】 （公財）不動産流通推進センター 教育事業部 藍田・津原
 【TEL】 03-5843-2080 <https://www.retpc.jp/>

広島県からのお知らせ

土砂災害防止法の基礎調査結果の公表について

土砂災害防止法に関する基礎調査結果は、広島県ホームページ「広島県防災Web」内にある「土砂災害ポータル ひろしま」の「土砂災害警戒区域・特別警戒区域図」にてご確認ください（基礎調査結果について、故意に事実を告げず、または不実のことを告げる行為は、宅地建物取引業法第47条第1項に違反する場合がありますので、ご注意ください）。詳しくは以下のホームページをご覧ください。

<https://www.sabo.pref.hiroshima.lg.jp/portal/map/keikai.aspx>

広島県トップページ→組織でさがす→土木建築局→砂防課・土砂法指定推進担当→土砂災害ポータルひろしま→土砂災害警戒区域等



水害ハザードマップを活用した水害リスクの説明について

宅地建物取引業法における重要事項説明において、水害ハザードマップを活用して、取引対象となる宅地又は建物の概ねの位置の説明が令和2年8月28日より義務付けられました。

この改正が施行された後は、義務づけられた説明に不備があれば、重要事項説明違反として、行政処分の対象となりますので、ご注意ください。詳しくは以下のホームページをご覧ください。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/107/20190729.html>



<https://disaportal.gsi.go.jp/>（ハザードマップポータルサイト）



(公社) 全宅連・全宅保証からのお知らせ

行政手続きにおける押印原則の見直しに係る宅地建物取引業法等の一部改正について

政府において昨年7月に閣議決定された規制改革実施計画において、「原則として全ての見直し対象手続(※)について、恒久的な制度的対応として、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」こととされており、

これを踏まえ、国土交通省において「押印を求める手続きの見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令」等が制定され、宅地建物取引業法施行規則等において定められている、行政庁に提出すべき書類の様式より押印欄を削る等の改正(いずれも令和2年12月23日公布、令和3年1月1日施行)が行われました。

これに伴い、令和3年1月1日以降の宅地建物取引業等に係る行政庁への申請・届出等の取扱いについて、今般同省より周知の依頼がございました。

旧住宅金融公庫支援賃貸住宅の賃貸借契約に係る制限事項について

平成18年以前に旧住宅金融公庫にて融資を受け建設された賃貸住宅については、返済期間中に入居者との間で締結する賃貸借契約の内容に制限事項が定められています。

しかしながら、会計検査院より、当該賃貸住宅において、入居者との賃貸借契約に係る制限事項を設けているにもかかわらず、敷金の過徴収や礼金の受領などの制限事項に違反している物件がある旨の指摘を受けており、住宅金融支援機構より本件について周知依頼がありました。

グリーン住宅ポイント制度の内容について

グリーン住宅ポイント制度につきましては、宅建ひろしま新春号P9にてご案内いたしましたが、国土交通省から記載内容の修正について周知依頼がありました。

マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進について

マイナンバーカードの普及については、積極的な取得と利活用の促進を呼びかけているところですが、更なる普及に向け、国土交通省より協力依頼がありました。

全宅連・全宅保証からのお知らせについて、詳細は、以下のHP、
右のQRコードにも掲載されておりますので、併せてご覧ください。

<https://www.zentaku.or.jp/news/>



宅地・建物取引の判例から

▶結露に対する賃貸人の対応



共同住宅の賃借人が、賃貸人には窓及びサッシに大量に発生した結露への対応を怠った債務不履行があるとして転居費用等を請求した事案において、賃貸人に修繕義務はないとしてその請求を棄却した事例（東京地裁 平成30年2月16日判決 ウエストロー・ジャパン）

1 事実の概要

平成27年1月、賃借人Xと賃貸人Yは、都内に所在する共同住宅の一室（本件建物）について、賃貸借契約（本件賃貸借契約）を締結した。

平成27年4月、Yの従業員は、Xの求めに応じて本件建物を訪問し、本件建物の北西に設置されている窓（本件窓）に結露が発生していることを確認した。

平成27年6月、Yは、Xに対し、本件建物とは別の居室への移転を勧めたが、実現しなかった。

平成28年11月、Xは、Yに対し、本件窓に発生した結露に対する対策を講じなかったことは債務不履行に当たるとして、同年12月8日をもって、本件賃貸借契約を解除し、同日、本件建物を明け渡した。

その後Xは、

- (1) 本件建物が建築された平成22年当時には、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づいて定められた「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計及び施工の指針」（省エネ基準）が適用されていたところ、これによれば、熱貫流率が $4.65\text{W}/\text{m}^2 \cdot \text{K}$ 以下のサッシを使用すること

とされているにもかかわらず、本件窓はこれらに適合していない。省エネ基準に適合していない本件窓が設置されている本件建物を賃貸したのであるから、Yには債務不履行があったというべきである。

- (2) Xは、Yに対し、本件窓に大量の結露が発生していることを伝えていたのであるから、Yには、結露の発生を除去する義務及び本件窓のサッシを取り換えるなどする修繕義務があったのに、Yはこれらの義務を怠ったのであるから、Yには債務不履行があったというべきである。

と主張して、Yに対し、結露対策のために購入した物品の費用、転居費用、本件建物に係る賃料の過払分、慰謝料等の合計58万円余を請求した。

これに対し、Yは、

- (1) Xが指摘する省エネ基準に適合していないからといって違法な建築物にはならない。また、本件賃貸借契約において、本件建物が省エネ基準に適合していることが合意されていたものでもなく、Xが主張するような義務をYが負うことはない。
 - (2) 本件窓のサッシは、大手メーカーによる一般的な仕様のものであり、これを使用したことが債務不履行になるとは考え難い。また、Yは、Xの求めに応じて本件建物を訪問して状況を確認したり、別紙物件目録記載の建物のうち本件建物とは別の居室への移転を勧めたりするなどの十分な対応をしてきたのであるから、何ら債務不履行はない。
- と反論した。

窓の結露発生への不十分な対応を理由とする、賃借人の賃貸人に対する転居費用等の請求が棄却された事例

(東京地判 平成30年2月16日 ウエストロー・ジャパン)

2 判決の要旨

裁判所は次の通り判示し、Xの請求を棄却した。

(省エネ基準の位置づけ)

エネルギーの使用の合理化等に関する法律の内容からすると、省エネ基準は、内外におけるエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保に資するという我が国におけるエネルギー政策上の観点からの規制というべきであって、省エネ基準が適用される建築物を目的物とする売買、賃貸借等の私法上の契約においては、当該建築物が省エネ基準に適合していることを合意するなどしない限り、省エネ基準に適合させることが債務の内容になることはないものと解するのが相当である。

これを本件についてみるに、本件賃貸借契約において、本件建物が省エネ基準に適合していることを合意した形跡はうかがわれないのであるから、Yが賃貸人として省エネ基準に適合する建物を賃貸する義務を負っていたということはできず、Xの前記主張は採用することができない。

(Yの修繕義務等)

(1) 一般に、建物の窓等に結露が発生することは、特に冬期においてはしばしば見られることであって、そのことのみから当該建物を居住の用に供し得ないというものではないのであるから、賃貸借契約の目的である建物の窓等に結露が発生するからといって、直ちに賃貸人に修繕義務等が生じるというものではない。確かに、本件建物においては、

熱貫流率が6.51W/m²・Kのサッシが使用されており、省エネ基準では熱貫流率が4.65W/m²・K以下のサッシを使用することとされていることに照らすと、必ずしも良好な性能を備えているものとはいえず、冬季に本件建物内を快適な環境(室温20ないし23度、湿度50ないし60%)を保ったまま結露の発生を防ぐことは難しいとも評価されていることも踏まえると、本件建物は、比較的結露が発生しやすい環境にあるものといえるところではあるが、他方で、本件窓に使用されたサッシは、一般的な仕様の製品であって、その性能が著しく劣るものであるとも認められないのであるから、Yに、賃貸人として、結露の発生を除去する義務であるとか、本件窓のサッシを取り換えるなどする修繕義務があったということとはできない。

(2) 仮に、賃貸人として何らかの対応をすべき債務があるとしても、Yは、Xの求めに応じて本件建物を訪問して状況を確認したり、別の居室への移転を勧めたりしたのであるから、Yに債務不履行はないというべきである。

3 まとめ

結露の発生をめぐるトラブルはよく見られるものであるが、本判決は、賃貸人の修繕義務を考えるに当たって参考となる事例である。

住宅に関する相談を受付けている公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター(住まいのダイヤル)のホームページには結露に関する相談事例が掲載されており、参考とするのも一つの方法であろう。

(RETIO2019. 秋号, No.115)

支部 行事だより

安芸賀茂支部

支部研修及びIT研修会を開催しました

安芸賀茂支部では、支部 Web 研修動画を視聴することができなかった会員を対象に、研修動画の上映会を実施しました。12月16日は海田市のサンピア・アキ、翌日17日は東広島芸術文化ホールくららと2箇所で行い、同時に昨年8月にリリースしたハトサポの「ハトマーク Web 書式作成システム」及び、10月にリニューアルするスマイミーについての会員向け研修も行いました。新型コロナウイルス感染症対策としては会場定員200名のところ参加者はサンピア・アキ27名、くらら37名と、ゆったりと間隔を空けた上でドアや窓は開放し、会員にはマスク着用の上、検温とアルコール消毒を徹底し、安心して受講できる研修会となったと思います。

(執筆者：安芸賀茂支部広報育成委員会 委員長 織田 真澄
安芸賀茂支部総務財務委員会 委員長 山下 雅司)



尾三支部

尾三支部運営協議会を開催しました

尾三支部では、新型コロナウイルス感染対策で社会の全てが大変な状況の中、令和3年1月22日午後4時から、尾道国際ホテル2階において、55名参加のもと、予定通り支部運営協議会を開催いたしました。

議案で、令和2年度事業経過報告、令和3年度事業実施計画、令和3年度事業費予算を報告し、会員の承認を得たうえで引き続き懸案の協議事項として広島県支部統廃合(案)を区割り地図をもとに丁寧に説明をするとともに、支部役員で考えた統合のメリット・デメリットの説明を行いました。この統廃合案の意見を求めたところ賛成する会員は一人もなく全会員一致で反対をするとの決議となりました。

これにより支部役員は一致して本部協会に反対の意思表示をする事で運営協議会を終えました。

開催の前に参加者の体温を測り、手の消毒を行い、会場内では1m以上の間隔を取った配列をし、感染対策を十分考慮した上でを行い、終了後に記念品・折詰料理を手渡して無事に終わることが出来ました。(執筆者：尾三支部 副支部長 正田 啓二)



令和2年度支部運営協議会・行政懇談会を開催しました

令和3年1月26日（火）午前11時より、佐伯区民文化センターにおいて、運営協議会と行政懇談会が行われました。運営協議会では、進行表に基づいて議事が行われ、予定通り異議なく終了いたしました。



行政懇談会では、県議会副議長・県議会議員の安井裕典氏をお招きし、県政に関する様々な諸課題についてプロジェクターを用いて講演して頂きました。具体的には、以下の内容についてのお話がありました。

① 広島県のコロナ対策について

広島県の感染状況の推移、各自治体の相談窓口、雇用維持・休業補償についての説明

② 旧広島陸軍被服支廠の保存について、

3棟保存案や2棟解体1棟保存案を採用した場合の利用や試算のシミュレーション

③ 広島市新サッカースタジアムについて

スタジアム周辺が賑わうための活用案、市・県の計画負担の割合について

④ 空家対策について

全国に比べて高い広島県の空家比率、相談窓口について



（執筆：佐伯支部役員：照永 友樹）

不動産広告 Q & A

【Q】

当社は、仲介事業を主として行っていますが、最近、周辺の仲介事業者が不動産ポータルサイトに掲載している1,500万円～2,500万円程度の新築住宅の広告において、購入者に10万円～30万円程度の家具・家電のプレゼントやオプション工事代金を負担する企画を実施しています。

例えば、A社は「当社にてご成約の方に次の商品から1点プレゼント①リビングダイニングセット（20万円相当）、②全室にエアコン4台（25万円相当）、③カーポート（工事費込み）（30万円相当）」と表示しています。

当社も同様の企画を実施したいと考えていますが、問題ないでしょうか？

（解答は次のページに）

【A】

結論から申し上げますと広告に掲載されている物件の価格は1,500万円～2,500万円程度ということですから、A社の景品提供企画は、景品規約に違反するものです。

仲介事業者が購入者にもれなく景品類を提供する場合、提供できる景品類の上限額は媒介報酬限度額の10%又は100万円のいずれか低い額の範囲内と規定しています（景品規約第3条第1項第2号及び同規則第5条第3号）。

A社が提供する景品類のうち最も安い20万円相当のリビングセットであっても、200万円以上の媒介報酬が必要になりますが、この媒介報酬が得られる物件の価格は6,000万円程度でなければなりませんから当該企画における物件の価格は1,500万円～2,500万円程度ですので、200万円以上の媒介報酬は得られません。（この場合の媒介報酬は、景品を提供する購入者からいただく報酬のみとなります。売主からも媒介報酬がもらえる場合であっても合算することはできません）。

したがって、A社と同様の企画を実施することはできませんので、媒介報酬限度額の10%以内に収まる景品類を提供するようにしてください。

【不動産広告Q & A 参考規約】

・ 景品規約

（一般消費者に対する景品類の提供の制限）

第3条 事業者は、一般消費者に対し、次に掲げる範囲を超えて景品類を提供してはならない。

(1) 懸賞により提供する景品類にあっては、取引価額の20倍又は10万円のいずれか低い価額の範囲。ただし、この場合において提供できる景品類の総額は、当該懸賞に係る取引予定総額の100分の2以内とする。

(2) 懸賞によらないで提供する景品類にあっては、取引価額の10分の1又は100万円のいずれか低い価額の範囲。

・ 景品規約施行規則

（取引価額）

第5条 規約第3条に規定する取引価額は次の各号に掲げるところによる。

(1) 事業者自らが当事者（代理して取引を行う場合を含む。）となって不動産の売買又は交換を行う場合（媒介を行う事業者と共同して行う場合を含む。）は、当該不動産の売買代金若しくは交換に係る不動産の価額とする。

(2) 事業者自らが当事者（代理して取引を行う場合を含む。）となって不動産を賃貸する場合（媒介を行う事業者と共同して行う場合を含む。）は、当該賃貸借契約を締結するために必要な費用の額（名目のいかなを問わず賃貸借契約満了後に返還される金銭を除く。）とする。また、当該賃貸借契約を締結する前に、一定期間契約を継続した後に賃借人に景品類を提供する旨告知して、当該一定期間経過後に景品類を提供する場合は、この費用に、当該契約締結から一定期間に当該賃借人が支払うべき費用を加えることとする。

ただし、土地の賃貸借で権利金（権利金その他いかなる名義をもってするかを問わず権利設定の対価として支払われる金銭であって返還されないものをいう。）の授受があるものについては、当該権利金の額とする。

(3) 事業者が不動産の売買、交換又は、賃貸借の媒介を行う場合は、媒介に際して受けることができる報酬の額とする。

（公社）首都圏不動産公正取引協議会 HP より引用

2020年度

総額600万円キャンペーンについて

令和2年12月より実施しました各種キャンペーンにつきまして、多くの皆様にご利用いただきまして、誠にありがとうございました。

キャンペーン結果につきまして、次号でご報告させていただきます。

なお、あいおい損保につきましては、ご好評につき下記の通り2021年度も延長が決定致しましたので、この機会に是非ご利用ください。

今後とも引き続き当社サービスをご利用いただきますようお願い申し上げます。

ご好評につき延長決定！！

● あいおいニッセイ同和損保キャンペーン

(1) 取次店（代理店登録不要）にご登録いただいた会員様に

QUOカード 5,000円 分プレゼント！

(2) 保険見積のご紹介案件1件につき、ご成約に関わらず

QUOカード 5,000円 分プレゼント！

※ご成約時には別途紹介料をお支払い致します

スマイミーご利用料金改定のお知らせ

令和3年8月よりスマイミーの料金プランを改定させていただきます。4月よりスマイミー会員ページに「料金シミュレーション」機能が追加されますので、ご確認ください。

スマイミーポイント制度について

現在1pt=1円で還元されていますスマイミーポイントの表示が変更されます。前回と今回の2つが表示されますので、値引き予定額がご確認いただけます。

スマイミー会員ページ URL <https://fudohsan.jp>

お問い合わせ先：広島宅建株式会社 TEL 082-243-9507

あいおいニッセイ同和損害保険 火災保険紹介スキームについて

会員の皆様からご紹介いただいたお客様の火災保険を、
当社とあいおいニッセイ同和損保が連携しサポート！

紹介案件が成約になりましたら、**紹介手数料をお支払い致します！！**

メリット

- 代理店登録不要 資格・費用も不要
- 保険の知識不要 あいおいニッセイ同和損保の加味センターより火災保険を案内・提案するので安心
- 複雑な事務手続きなし 煩雑な火災保険の募集手続きをせずにお客様へのご案内が可能

紹介手数料

- 成約になった契約の火災保険料（地震保険料を除く）に対してお支払い致します。
※スマイミー利用で情報連携シートを作成すれば手数料もUP

注意事項

- 対象物件は住宅物件（一戸建・分譲マンション）かつ個人契約のみ
※新規に住宅を購入される方を対象としております。
- 損害保険代理店登録をされている会員様は提携不可
- 保険商品の推奨・勧誘・内容説明等、保険募集に該当する行為は一切禁止

当スキームの詳細について

詳しくは「スマイミーPC 会員専用ページ」の
下記のリンクよりご参照ください。
(<https://fudohsan.jp/>)

The screenshot shows the Smymy PC member page interface. At the top left is a menu icon and the Smymy logo. Below it is a navigation bar with 'おすすめサービス' (Recommended Services) and '検索' (Search). Under 'おすすめサービス', there are four buttons: 'インスペクション', '住宅ローン', 'あいおい損保 保険' (highlighted with a red box), and another 'あいおい損保 保険'. Under '検索', there are three buttons: '売買検索', '賃貸検索', and '不動産会社検索'. A blue callout box points to the highlighted button.

<お問い合わせ先>

広島宅建株式会社（中四国宅建サポートセンター）Tel：082-543-5155 Fax：082-543-5188

【その他のお知らせ】

備後版【住まいの情報】 締切のご案内	号数	FAX 会員×切	PC 会員×切※	発売日
	6月号	2021/4/20	2021/4/21	2021/5/14
	7月号	2021/5/24	2021/5/25	2021/6/11

※PC 会員締切日の 15 時登録分までが対象となります。 <お問合せ先> **データプロ（株）** TEL：084-926-1246

全宅住宅ローン(フラット 35)見積依頼について

全宅住宅ローン(株)ではフラット 35 の見積依頼を不動産情報システム「スマイミー」と連動し受付を行っております。お見積り依頼からご成約となった場合には、紹介手数料(4万円)を紹介者様へお支払いする制度もございます。詳しくは全宅住宅ローン株式会社 中国支店(TEL:082-545-2721)までお問い合わせください。

●見積依頼手続き(対象物件詳細から「連動提携サービス」をクリック)

①登録フォームへ必要事項を入力し送信

全宅住宅ローン顧客紹介	
詳細はこちら	
スマイミー物件情報	
物件所在地 【必須】	広島市中区昭和町 1 1 - 5 ※番地を必ずご入力ください。
価格 【必須】	1900.00 万円
築年月	2000年12月
土地面積	600.00 m2
建物面積	35.00 m2
間取り	2LDK

登録物件の情報(築年数や面積等)が自動反映されますので、**【必須】**項目をご入力ください。

②送信後、ご入力いただいたお客様の携帯電話へショートメッセージを発信いたします。



見積依頼完了後、ご指定いただいた日時にお客様へ直接全宅住宅ローンの担当者からご連絡をさせていただきます。

<お問合せ先>

全宅住宅ローン株式会社 中国支店

TEL : 082-545-2721

マンション無料インターネットサービスを導入しませんか? メガ・エッグ 光ネット[マンション]



- ・高額の投資をせず空室対策をしたい。
- ・家賃をこれ以上下げたくない。



管理会社さま・オーナーさまのそのお悩み!
メガ・エッグが解決します!

人気設備ランキング4年間1位のサービスが導入できます。(引用: 全国賃貸住宅新聞)
会員さまには、ご紹介物件の開通により紹介手数料をお支払い致します。

全戸一括光インターネットとは?

全戸分の利用金を一括でオーナーさまにご負担いただくことで、入居者さまは無料で光インターネットをご利用できます。

- ポイント1** 全戸光インターネットのサービスです。
- ポイント2** 最大速度 1 ギガ (1Gbps^{※1}) の光回線を使用しています。

※1 技術規格上の最大値であり、ベストエフォート型サービスのため、一定の通信速度を保障するものではありません。

メガ・エッグ 光ネット[マンション]のメリット

- メリット1** 入居率アップ
【位】インターネット無料
2階 宅配ボックス
3階 エントランスのオートロック
全国賃貸住宅新聞 第1339号より引用
- メリット2** 初期標準工事費無料
追加工事がある場合は、別途ご相談させていただきます。
- メリット3** 安価な料金設定
- メリット4** 「ネット無料」でPR

お問い合わせ・資料請求はこちらまで、販売員がご説明に伺います。

エネルギー・コミュニケーションズ

0120-50-58-98

www.megaegg.jp

メガ・エッグ 検索

10:00~19:00 (年中無休) 携帯電話・PHSからもご利用いただけます。